

第20講 家庭紛争の予防と調停

著者	千藤 洋三
雑誌名	民法と現代社会
ページ	324-336
発行年	1989-05-10
URL	http://hdl.handle.net/10112/2284

第20講 家庭紛争の予防と調停

I 家庭紛争と家庭裁判所

家庭紛争の特徴

私たちの日常生活には、交通事故や工場の煤煙等による環境破壊、あるいは詐欺や窃盗などの刑事事件、等々の数えきれないほどのさまざまな出来事や争いが生じている。それらのうち、夫婦・親子・兄弟姉妹といった愛情や血縁によって結ばれている人々の間でのもめごととは、他人同士の争いにみられるような公開の法廷での一刀両断的な処理に適さない場合が多い。

たとえば、親子のような永続的な関係では、争いの当事者関係から脱落することが不可能であり、また金銭的な処理で済むといった性質のものでもなく、こじれた関係の修復が強く要請されることが多い。夫婦間の離婚をめぐる争いでは、離婚争いに至るまでの両者の精神的な葛藤や経済的な諸問題を解きほぐし、離婚後の夫婦の未成年子の養育をどうするか、つまりどちらが引き取るか、扶養料はいくらにするか、といったことなどを解決しなければならない。これらは、原告・被告という対立した当事者関係での通常訴訟の口頭弁論において、お互いに相手方の非を徹底的に追及しあうということとは馴染まない性質の事柄である(もっとも、離婚を認めるか否かといった争いそのものは、最終的には訴訟で決着をつけることになる)。

このように、家庭紛争には、他人の目にさらされることなく、できるだけ低廉で簡易かつ迅速に、もつれた感情をときほぐしながら人間関係を修復する必要がある、このことは他の紛争とは際立って異なった特徴となっている。そこで、こうした解決のために国による後見的な手助けを骨格として特別な施設や

手続が要請されるのである（もっとも、市町村のような公的な団体や弁護士会等でも紛争解決の相談に応じている。本稿ではこれらは取り上げない）。なお、家庭紛争は、家事紛争あるいは家事事件とも呼ばれる。以下、主に家事事件とする。

家庭裁判所の創設

家事事件の特殊性に対応するために、1898(明31)年7月の民法施行と同時に、婚姻や縁組の無効等を対象とした人事訴訟手続法が施行された。同法は、職権探知主義(人訴14条)や既判力の第三者への拡張(人訴18条)など通常の民事訴訟とは異なった規定を設けたが、家事事件全般を網羅したものではなく、また公開の原則に服することや、対立当事者構造など訴訟そのものには変わりはなかった。そこで、1927(昭2)年に家事審判法案が公表されたが、民法の改正作業が進捗しなかったため、実現には至らなかった。なお、1939年(昭14)年に、人事訴訟を非公開とする人事調停法が制定された。第2次世界大戦後、戸主を中心とした家の制度が廃止され、家庭生活における個人の尊厳と男女の本質的平等を理念とした民法改正が行われた。そして、1948(昭23)年に改正民法の施行と同時に家事審判法が施行され、家庭に関する紛争に対処するために、家事審判所が各地方裁判所の支部として設置された。翌年には、この家事審判所と1923(大12)年に少年犯罪に関して保護処分を行う行政機関として設けられた少年審判所とが、家事紛争と家庭内での紛争の典型例もしくは密接に関連するともいえる少年非行とを総合的に処理するために合併し、家庭裁判所として発足することになった。家庭に関する事件と少年に関する事件を総合的に処理しようとする考えは、アメリカ合衆国に始まり、戦後わが国に取り入れられたわけである。1988(昭63)年現在、家庭裁判所は、管轄区域や数など地方裁判所と同様で、全国に50箇所(本庁のみ。他に支部および出張所がある)存在している。

II 家事事件解決の手続

家事相談

家庭裁判所は、法律上の根拠がないけれども、裁判所をより国民に近いものとするためにサービスの一種として、家庭内

の問題につき一般市民の相談に応じている。相談は無料で面倒な手続は必要なく、口頭での申立ても認められている。相談に応ずる職員は、家庭裁判所調査官と裁判所書記官が主である。この家事相談は、非常に好評を博しており、昭和62年中の相談件数は28万9070件である（『司法統計年報3家事編昭和62年』23頁）。相談内容としては、婚姻中の夫婦の問題がもっとも多く、およそ14万件あり、ついで相続関係が5万件、親子関係が3万件といった状況である。もっとも、相談者は、自分に有利な紛争解決方法を求めたり、慰謝料等のおよその額を尋ねたりしがちであることから、各家庭裁判所とも、受付相談の枠をはみださないように配慮している。そして、家事相談で不十分な場合等においては、家庭裁判所での法的な根拠に基づいた紛争解決への判断・援助等を受けるようアドバイスすることになっている。

家事事件の種類

家庭裁判所では、家事事件を調停と審判という2つに分けて解決をはかっている。

(1) 家事調停とは、調停委員会の仲介により、争いの当事者(申立人と相手方)相互に譲り合いの気持ちを引き出させ、問題解決への合意の形成を促進することによって、紛争を自主的に解決させようとするものである。調停の対象となるものは、当事者の任意な処分委ねることのできない事件(禁治産宣告や失踪宣告などで甲類事件と呼ばれる。甲類事件の種類については、家審9条1項甲類を参照)を除くすべての家庭に関する事件である(家審17条)。家事調停の対象とされている主なものは以下の3種である。第1に、婚姻費用分担や財産分与など最終的には家庭裁判所の判断によって解決されるべきであるが、最初に当事者の話し合いの上で解決されることが望ましい事項で、乙類審判事項とよばれるものである(乙類事件の種類については、家審9条1項乙類を参照)。第2に、婚姻の取消しや無効など人事訴訟手続法の定める訴訟事件や親子関係存否確認事件等である。第3に、遺留分減殺請求などの通常の民事訴訟事件である。第2・第3は、訴訟事件ではあるが、訴えの提起よりも前に、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならない(家審18条1項)。これを調停前置主義という。家事紛争の特殊性により、当事者間での話し合いによる解決が望ましいからである。

なお、昭和62年の家事調停事件の受理総数は、新受・旧受あわせて11万3121件である。

(2) 家事審判とは、家庭に関する事件について、家事審判法に基づいて家庭裁判所が後見的な立場にたって行う非訟事件手続の1種である。家事審判官(家庭裁判所の裁判官)の裁量に委ねられた非訟的手続による裁判である。家事審判事項としては、甲類審判事項と乙類審判事項の2種がある。甲類審判事項とは、家事審判法9条1項に定められた民法上の事件で、禁治産宣告や失踪宣告などにみられるように、当事者の合意に拘束されることなく家庭裁判所が諸般の事情を考慮しつつ公の立場から判断することのできる審判手続にのみ服する事件である。家事審判法9条2項に定められた戸籍法や生活保護法(生活扶助の方法)等に基づく事件も甲類審判に含まれる。乙類審判事項とは、婚姻費用分担や遺産分割などのような当事者の協議や任意処分が許され家事調停の対象ともなりうる事件である。これには、生活保護法の被保護者に支弁した費用を扶養義務者から徴収するものなどが含まれる。なお、昭和62年の家事審判事件の受理総数は、新受・旧受あわせて31万1399件である。

調停の手続

調停の申立ては、書面または口頭で当事者から家庭裁判所に對してなされる。申立費用は極めて低廉である(たとえば、離婚争いの場合に乙類審判の申立てをしようとするれば、申立手数料である印紙代900円と他に郵送料600円の計1500円でよい)。調停の場には本人が出頭しなければならず(ただし遺産分割調停で出頭が困難な者は、調停条項案を受諾する書面の提出でよい。家審21条の2)、非公開であり、職権探知主義がとられている。調停機関は、家事審判官と弁護士等の法曹資格者や専門的知識を有する者から選ばれた家事調停委員2名以上で組織された調停委員会、あるいは家事審判官だけである(家審17条・21条2項・22条)。なお家事調停委員の選任基準は、「民事調停委員及び家事調停委員規則」(昭和49年最高裁規則第5号)により、従来の「徳望良識を備えた者」から本文のように、昭和49年に改正された。権利紛争性の傾向等が増してきたことや調停委員の高齢化等に対処するためである。調停委員会等は、当事者や参加人の主張を聞き、妥当な解決をはかるよう努める。調停委員会の評議は秘

密であり、過半数により決議される。

家事調停手続は、調停の成立または不成立により、あるいは取り下げや拒否、合意に相当する審判(家審23条)、ならびに調停に代わる裁判(家審24条)により終了する。成立した合意が調書に記載されたとき、調停が成立したものとされ、乙類審判事項については確定審判と同一の、また人事訴訟や民事訴訟事件については確定判決と同一の効力を有する(家審21条1項)。これに対して調停が不成立あるいは拒否されたとき、乙類審判事項については調停の申立ての時に審判の申立てがあったものとみなされ当然に審判が開始し(家審26条1項)、人事訴訟や民事訴訟事件については合意に相当する審判(家審23条)もしくは調停に代わる審判(家審24条)をせず、またはこれら審判がなされたけれども異議申立て(家審25条)により審判が効力を失った場合において、その旨の通知を受けた日から2週間以内に普通裁判所に訴えを提起したときは、調停申立ての時に訴えの提起があったものとみなされる(家審26条2項)。もっとも、訴えの提起をするかしないかは当事者の自由である。なお、合意に相当する審判とは、婚姻の無効や嫡出否認などの特定事件について、調停手続で合意が成立し、その原因の有無に関して争いがないうとき、家庭裁判所が必要な事実の調査等のうで合意を正当と認めた場合には、人事訴訟に代わるものとして審判ができるとしたものである。また、調停に代わる審判とは、完全な合意に達していないけれどもわずかな意見の対立があるにすぎないというような場合に、積み重ねられてきた調停の努力を活かすべく、家庭裁判所が一切の事情を考慮し、職権で必要な審判をすることをいう。両方の審判とも、訴えの権利を保障するため、審判の告知を受けた日から2週間以内に当事者または利害関係人からの異議申立てがあれば失効し、それがなければ確定判決と同一の効力を有する。

審判の手続

当事者を含めた関係者からの申立て(申立権は乙類事件では当事者に限定されるが、甲類事件では広い範囲の者に認められる)、調停手続からの移行、あるいは職権によって開始される。審理は、調停の場合と同様に本人出頭主義、非公開、職権探知主義による。審判機関は家事審判官1名で、弁護士等から選任された参与員(参与員は調停にも参加しうる)の意見を

聴いたり立ち合わせることもある。家庭裁判所は、申立てについて相当もしくは却下の審判をする(決定という形式をとる)。審判に不服であれば、2週間以内に即時抗告が認められている(家審14条)。物の引渡しや金銭の支払いなど給付を命じた審判には執行力が認められ、その義務の履行について特別の配慮がなされている。家事債務の履行確保とよぶ制度がこれにあたり、勧告と命令が出される(家審15条)。なお、昭和62年中の履行勧告は8492件で、履行命令は37件である。家庭裁判所は、金銭の支払いを目的とする義務の履行について、義務者の申出であるときは、権利者のために金銭の寄託をうけることができる(家審15条の7)。審理は原則として非公開で行われ当事者対立型構造をとらないことから、裁判の公開の原則を定めた憲法82条や32条に違反しないかがしばしば問題となったが、最高裁判所は、大法廷を開き、合憲の判断を下している(最[大]決昭40・6・30・民集19・4・1089, 同昭41・3・2民集20・3・360, ほか)。

なお、昭和55年の家事審判法の一部改正により、審判前の保全処分規定が設けられ(家審15条ノ3)、審判の申立てがあった場合においては、家庭裁判所は、審判や調停手続中の財産の隠匿や処分を防ぎ、あるいは扶養権利者の生活困窮への対処等の応急的な措置を行うべく、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができるようになった。もっとも、調停の申立てしかなされていなければ保全処分は認められないし、また審判の申立てがあった場合でも、調停委員会による調停前の仮の処分については執行力がない(家審規133条2項)。

人事訴訟手続 法による処理

人事訴訟手続法は、婚姻関係や親子関係などのような身分関係の存否に関する紛争を処理するために規定された特別の民事訴訟手続である。人事訴訟事件には、婚姻の無効・取消しや離婚の訴えなどの婚姻事件(人訴1条1項)、縁組の無効・取消しや離縁の訴えなどの養子縁組事件(人訴24条)、嫡出否認の訴えなどの親子関係事件(人訴27条)、その他の身分関係事件などが含まれる。人事訴訟は、人の身分に関して極めて重大な影響をもたらすので、誰に対しても同一内容として確定されなければならない(全面的解決主義)。そこで、真実の探究に徹し職権探知主義が採用され、職

権でもって証拠調べがおこなわれる。また当事者が提出しない事実を判断材料として採用することが可能である。なお、人事訴訟事件は地方裁判所の管轄に属する。もっとも、人事訴訟事件といえども家庭をめぐる紛争であることから、調停前置主義がとられる。

Ⅲ 家事事件の若干例

私達の家族をとりまく生活には、日夜さまざまなめごとが発生し、あるものは解消し、他のものはしこりとして残り、あるいは日常生活を破壊することにもなっている。Ⅲ節では、これら家庭紛争のうち主なものを取り上げ、その一部について解決の指針をみていく。紛争はおおまかに、① 夫婦間の争い、② 子をめぐる争い、③ 遺産をめぐる争い、の3種に分けられよう。

夫婦間の争い (1) 夫婦関係調整 調停事件のうちのおよそ過半数を占めるのが「婚姻中の夫婦間の事件」で、夫婦関係調整事件とよばれる。その大半は、離婚の申立てと夫婦和合(円満調整)の申立てである。申立ては相手方の住所地を管轄する家庭裁判所またはその支部に行わなければならないが、経済的困窮や身体が不自由、あるいは未成年者がいるなどの理由で遠方の家庭裁判所に赴くことが困難な場合には、管轄外の家庭裁判所で受け付けてもらえることがある(家審規4条1項)。相手方が同意すれば、双方で決めた家庭裁判所に申立てうる。事情聴取が調停委員会の場で行われるが、心理学や社会学等の知識を備えた家庭裁判所の専門職である調査官の面接をあらかじめ受けることがある。当事者双方からの事情聴取のあとで、調停委員会は評議をし、婚姻関係が破綻しているか否かを判断し、離婚とか和合とかの方針を決める。なお、調停は話し合いを基礎とするもので裁判とは異なるが、たとえば、1987(昭62)年9月2日に最高裁判所から出されたいわゆる有責配偶者からの離婚請求を認めた判決(民集41・6・1423)などは、離婚調停にも大きな影響を与えることは否定しえない。離婚の条件が折り合い離婚の合意が成立すると調停調書が作成される。この作成と同時に離婚の効力が発生する。そして10日以内に市区町村

役場へ、調停調書の謄本を添付して、離婚届を提出しなければならない（戸籍77条）。

(2) 財産分与・慰謝料 離婚の場合の条件として、夫婦間の財産の清算や離婚後に生活に困窮する者への扶養料の提供、離婚に責任を負う者の側から他方への慰謝料が問題となる。これらは請求しなければ認めてもらえないし、短期の除斥期間や時効にかかる。調停委員会は、当事者双方の主張をきき、財産形成への貢献割合や資力、婚姻期間等を考慮しつつ、双方が納得しうる財産分与額を決めていく。なお夫主義の不動産が第三者に勝手に売却されそうなときは、調停委員会は、調停前の仮の措置といって、処分禁止を命ずる決定を下すことができる（家審規133条1項）。慰謝料額についても、有責者の行為の程度や支払能力等を考慮しながら、額を決めていく。もっとも、慰謝料について、話し合いがまとまらなければ、地方裁判所に訴訟を提起せざるを得ない。

(3) 婚姻費用の分担 離婚には至らないが、夫婦生活を継続するための諸々の生活費、たとえば衣食住費、子の養育費、医療費、などを誰がどれほど負担するかといった点がしばしば争われる。婚姻費用は、夫婦それぞれの資産や収入その他一切の事情を考慮して、分担を決める（民760条）。この分担についての争いが生じるのは、夫が好きな女性をこしらえて家を出てしまい給与を渡してくれないとか、妻が子を連れて実家に戻り生活に困窮したという場合が大半であり、夫婦関係の破綻原因がどちらにあるかなど離婚とも絡み紛糾することが多い。調停委員会は、生活保護基準（国が生活困窮者に与える生活保護額）や標準家計費方式（公務員の給与改訂のために用いられる標準的家庭の家計費）、あるいは労研方式（労働科学研究所の定めた成年男子の1日あたりのエネルギー消費量を基礎に住居費等を単位化して算出された必要経費）を参考にしつつ、分担額を決定する。

子をめぐるとの争い 子をめぐるとの争いとしては、離婚後に子の親権者や監護者には父母のどちらがなるか、子の養育費をだれがどれだけ負担するか、子の氏が父または母と異なる場合の子の氏の変更、あるいは夫婦の別居中の子の奪いあい（子の引渡請求）、婚姻届をしていない男女の間に生ま

れた子（非嫡出子）の認知請求，などがある。厳密には争いといえないけれども，未成年子を養子とする場合の家庭裁判所の許可（民798条）や1988（昭63）年1月1日から施行された特別養子縁組制度による審判（民817条ノ2），など養子をめぐっての諸問題もある。これらのいずれも，基本的には未成年子の幸福追求という立場にたつての解決が望まれる。主だったものについて，解決方法をみてみよう。

（1）親権者の指定　離婚の場合で夫婦の間に満20歳に達しない子がいれば，父母のいずれかを親権者に決めなければならない（民765条・819条1項2項）。一般的には，親権者になった方が子を引き取り監護や教育等を行う。この親権者の指定をめぐり子の奪い合いが演じられることが多い。調停委員会は，父母双方の生活能力や監護を補助する者（父母の親など）の存在，子の年齢や精神的な安定性，生活環境等を考慮して，親権者をどちらにするか決定する。これまでの事例によると，乳幼児については母が親権者となることが多い。母が子を引き取って世話をするが，子の法定代理人としての名義を父に与えることにより養育費の負担を明確にさせるという趣旨で，親権者と監護者を分け，親権者を父に，監護者を母にすることがある（法的には，親権者や監護者にならなくても子の養育料は支払わなければならない）。なお，このケースで，親権者となった父が，監護者である母の同意なしに第三者との間で，15歳未満の子に代わって養子縁組をし，養育料の支払いを免れるということがしばしば行われた。そこで，1987（昭62）年の民法一部改正により，こうしたケースでは監護者の同意を必要とすることに改められた（民797条2項）。

（2）子の養育費　離婚の前後における子の養育費に関する紛争において，養育費をいくらにするかは，父母双方の話し合いで決められる。話し合いがつかないとき，調停委員会は，父母双方の職業・収入・財産等を考慮して，およそのめやすをつけて案を提示する。子の養育費は父母の共同負担が原則であることから，たとえば離婚の際に支払いを約束した養育費を送金してこない父または母に対して，他方は，子の監護に関する処分調停の申立てとして養育費を請求できる。調停委員会は，すぐに支払いの履行を勧告したり命令するのでは

なく、養育費決定の経緯について事情を聴取し、また支払えない事情等についても調べ、場合によっては額の変更も提示し、当事者双方を納得させるべく努める。しかし、どうしてもまとまらなければ、審判に移行する。そこでは、一定の算定方式を使い、養育費を算出する。

(3) 養子縁組 未成年者を養子とするには、孫などの自己の直系卑属や結婚相手の連れ子を養子とする場合を除いて、家庭裁判所の許可を得なければならない(民798条)。子を食いものにする大人から子を守るためである。したがって、当事者の自由な裁量に委ねることのできない事項として、この許可は甲類審判とされている(家審9条1項甲類7号)。家庭裁判所では、未成年者の福祉になるかどうかを見極めるため、縁組の動機や目的、実親と養親の家庭事情・経済事情、養親の年齢・品行などを考慮し決定する。統計では、未成年養子縁組申立件数のおよそ一割前後が却下もしくは取り下げられている。

遺産をめぐる争い 遺産をめぐる争いとしては、遺産を相続人の間で円満に分割することが最も大きな問題といえよう。その際に、だれが相続人になるのかという点で、相続欠格や相続人の廃除といった問題がでてくる。また被相続人の生前に生計の資本等として十分な贈与を得ていた者や受遺者、あるいは被相続人の遺産形成に特別の寄与をした者がいた場合には、これら特別受益者や寄与相続人の相続分算定には、他の共同相続人とは異なった扱いがなされる(民903条以下、904条ノ2)。相続放棄は家庭裁判所への申述による。遺言書があれば、検認や確認が必要となる場合がある。遺留分が侵害されていれば、遺留分減殺請求の意思表示をすれば直ちに効力を生ずるが、遺留分減殺による物権返還請求の申立てを受け付けるのも家庭裁判所である。遺産をめぐる争いは、息子や娘達にそれぞれ配偶者がつき、またその親族も加わるなど、いわゆる骨肉の争いといわれるように複雑な人間感情に基づく非常に熾烈かつ醜い面を有しており、裁判所でも解決に苦慮している。被相続人の意思尊重と相続人間の公平という2つの原則の調和をはかりつつ解決を求めるということになろう。

(1) 遺産分割 被相続人が死亡すると瞬時に相続人に遺産は承継される

(民896条)。相続人が複数存在するような場合には、分割等の問題が出てくる。遺産分割は、たとえば妻には居住用財産をというように被相続人の遺言による指定があったときには、これが優先する(指定分割という)。それがなければ、相続人間の協議による。話し合いがまとまらなければ、家庭裁判所の調停による(調停分割)。それでもだめな場合は、家庭裁判所の審判に従う(審判分割)。分割の基準として、遺産に属する物または権利の種類および性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態および生活の状況その他一切の事情が明記されている(民906条)。1980(昭55)年に、同条の一部が改正され、相続人の年齢、心身の状態および生活の状況が考慮されることになった。身体の不自由な人などへの配慮によるものである。こうした明確な根拠規定が要求されたということは、遺産争いに互譲の精神を期待できないことを物語るものといえよう。家庭裁判所への遺産分割調停の申立てには、被相続人および相続人全員の戸籍謄本、遺産目録、登記簿謄本、その他遺言書の写しなどの添付が必要である。なお、遺産の範囲や虚偽の出生届けにより相続人であることに争い等があり、協議が成立しないときには、遺産分割の前提問題として、地方裁判所で解決して貰うことになる。遺産分割争いについては、調停で話し合いがつかなければ、審判に移行し、家庭裁判所による明確な判断がなされる。分割の方法には、現物による方法(現物分割)、共同相続人で共有する方法(共有分割)、金銭に換えて分割する方法(換価分割)、現物を取得した者が共同相続人に金銭を支払うという方法(代償分割)などがある。

(2) 寄与分の決定 相続人中に被相続人の事業を無給で手伝うなど遺産の維持増加に特別な寄与をした者がいたとき、この者の働き分を評価し相続分を増加させるという寄与分制度が、1980(昭55)年に創設された(民904条ノ2)。戦後の均分相続制度の採用がもたらした形式的平等を実質的平等に変える趣旨に基づく。寄与者の寄与分額は、まず共同相続人の協議によるが、話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所の調停・審判によって決める。家庭裁判所は、寄与の時期、方法および程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、裁量により寄与分を定める(民904条ノ2、2項)。なお、寄与分を定める処分の申立て

は、調停の場合には、遺産分割の終了までいつでも申立てできるが、審判の場合には、遺産分割の審判の申立てがすでになされているか、同時に申し立てられる場合、または民法910条の規定により被認知者が価額請求をすることができる場合にだけ申し立てうる(民904条ノ2、4項)。そして、家庭裁判所は、遺産分割の申立ておよび寄与分を定める審判の申立てがあったときは、これらの事件の審判手続および審判を併合しなければならない(家審規103条ノ3)。

(3) 遺留分減殺請求 本来、被相続人は、自分の財産を自由に処分することができるけれども、被相続人と一定範囲の身分関係にある者(直系卑属、直系尊属および配偶者)に、生活保障・相続財産への期待権・取引の安全性などから、民法が定めた財産割合について処分しえない。これを遺留分とよぶ(民1028条以下)。被相続人が全財産を子供達のうちの特定の者に遺贈するなどした場合、遺留分を侵害された他の遺留分権利者は、遺留分減殺請求の意思表示をすることによって自己の遺留分割合の範囲内で遺産を取り戻しうる。具体的には、家庭裁判所に遺留分減殺による物件返還請求の調停申立てを行う(民1031条、家審17条)。そして、遺留分権利者(承継人を含む)は、受贈者または受遺者に対して、贈与・遺贈の目的物またはその価額を自己の遺留分額に達するまで取り戻しうる。もっとも、減殺されるべき贈与・遺贈が複数のときは、まず遺贈から、ついで贈与のうち最近のものからという順序による(民1033条ないし1035条に規定する順序による)。ところで、遺留分の減殺請求は裁判所に行かなくてもできるが、そもそも遺留分があるのか否か、その減殺請求が妥当か否か、減殺により取り戻した個別の財産は遺産全体に帰属するのか否か等、遺留分に関する判断は訴訟事項とされており、地方裁判所の管轄である。そこで、家庭裁判所が訴訟事項についてどのような権限を有するかが問題となってくる。最高裁は、家庭裁判所が遺産分割の前提問題について判断しうると判示する(最[大]決昭41・3・2民集20・3・360)。そこで、家庭裁判所も、遺産分割審判の前提問題として、遺留分減殺請求があったか否か、その範囲はどれほどか、といった点についての判断権限があるものと解される。しかし、遺留分に関する問題は訴訟事項であって、家庭裁判所の管轄の権限外であると解する見解も存在している。

以上で、家庭裁判所で扱われる主な家事事件について概観したが、これら以外にも、家庭裁判所は、年老いた親の扶養を子供達のうちの誰が面倒をみるのか、男女間の婚約破棄や結納の返還問題、内縁関係の調整、など多くのことを扱っている。そして、何よりも少年の保護を目的とした少年事件が扱われていることを忘れてはならない。

【参考文献】

- 加藤一郎・岡垣学・野田愛子編『家族法の理論と実務—家庭裁判所の30年』別冊判例タイムズ第8号、1980年
- 安部正三・石川稔・梶村太市著『家庭紛争と家庭裁判所』有斐閣、1982年
- 長山義彦・篠原久夫・浦川登志夫・西野留吉・岡本和雄著『家事事件の申立書式と手続 [新版]』新日本法規、1983年
- 久貴忠彦『親族法』日本評論社、1984年
- 野田愛子『家庭裁判所制度抄論』西神田編集室、1985年
- 沼邊愛一・佐藤隆夫・野田愛子・人見康子編『新家事調停読本』一粒社、1988年